

（登録喀痰吸引等事業者とは）

Q 1 「登録特定行為事業者」と「登録喀痰吸引等事業者」の違いは何か。

A 1 自らの事業又はその一環として、介護職員等（認定特定行為業務従事者）が喀痰吸引等を行う場合には、国が定めた登録基準を満たすものとして「登録特定行為事業者」としての登録が必要になる。

一方、自らの事業又はその一環として、介護福祉士※注 に限り喀痰吸引等を行う場合は、「登録喀痰吸引等事業者」としての登録が必要になる。

また、「登録喀痰吸引等事業者」は「登録特定行為事業者」と異なり、介護福祉士が実務者研修等で基本研修又は医療的ケア（実地研修を除く）を修了している場合であって、実地研修を修了していない場合には、その介護福祉士に対して実地研修を適切な方法で行わなければならないことが定められていることから、登録喀痰吸引等事業者はたんの吸引等を実施する（予定の）介護福祉士についてのみ安全に実地研修を行う体制を整備しなければならない。

※ ここでいう「介護福祉士」とは実務者研修等を修了したうえで介護福祉士国家試験に合格した者等、現に介護福祉士登録証に実施可能な喀痰吸引等の行為が付記されている者をいう。

（登録喀痰吸引等事業者の登録基準）

Q 2 登録特定行為事業者と登録喀痰吸引等事業者の登録基準は異なるのか。また、国の登録基準のほかには何か登録に係る要件はあるのか。

A 2 登録喀痰吸引等事業者の登録基準は「医療関係者との連携に関する基準」と「喀痰吸引等を安全・適正に実施するための基準」の2つが定められている。これは「登録特定行為事業者」についても同様であるが、「登録喀痰吸引等事業者」においては、登録の要件に「実地研修を修了していない介護福祉士に対し、医師・看護師等を講師とする実地研修を行うこと」が新たに求められる。

また実地研修に当たっては、登録研修機関と同様、適切に実地研修について理解、評価できる指導看護師等を確保するとともに、賠償すべき事態があった場合に速やかに賠償を行うため、必ず実地研修に係る損害賠償保険に加入してから実施すること。

なお、その他の要件等、詳細を確認する場合にはポータルサイト「介護情報サービスかながわ」内に掲載されている次の書面を確認すること。

- ・認定特定行為業務従事者の認定証の交付及び登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録の手続について
- ・登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録に係る業務方法書（参考書式）
- ・登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録に係る業務方法書（説明書式）
- ・登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録に係る業務方法書（記載例）

Q 3 登録喀痰吸引等事業者の登録申請に添付する書類は、登録特定行為事業者の申請時に提出する書類と重複するものが多いが、改めてすべて用意しなければならないのか。

A 3 神奈川県においては、既に登録特定行為事業者であって、新たに登録喀痰吸引等事業者を実施する場合においても、介護福祉士のみが行為可能であること、実施研修を実施できる体制を適切に整備すること等が求められることから、登録番号を別に付与することとした。

以上から、「登録特定行為事業者」と「登録喀痰吸引等事業者」は別々に登録が必要であり、申請に必要な書類もそれぞれ提出することになる。

ただし、既に登録特定行為事業者として登録済みであって、申請時と定款（登記事項証明書）の内容に変更がない場合に限り、当該書類のみ、提出の必要はないこととしている。

（登録喀痰吸引等事業者の介護福祉士について）

Q 4 登録喀痰吸引等事業者において喀痰吸引等業務を行うことができる介護福祉士とは過去に介護福祉士の資格を取得した者も含まれるのか。

A 4 平成28年度以降、介護福祉士登録証に喀痰吸引等の行為が記載されている者のみが対象となる。

（登録喀痰吸引等事業者における実地研修対象者）

Q 5 登録喀痰吸引等事業者において実地研修ができる介護福祉士は、具体的にはどのような者になるか。

A 5 実務者研修等で医療的ケアの実地研修以外を修了し、介護福祉士国家試験に合格した者及び平成29年3月以降の介護福祉士養成施設卒業者となる。

（登録喀痰吸引事業者のみの登録について）

Q 6 登録特定行為事業者として登録されていない場合に、喀痰吸引等の行為を行う者が介護福祉士のみである場合、登録喀痰吸引等事業者のみの登録となるのか。

A 6 お見込みのとおり。

なお、仮に喀痰吸引等の行為が実施可能な介護福祉士が離職等ではなくなった場合には登録の辞退を届け出る必要がある。また、併せて登録特定行為事業者について登録している場合であって、介護職員等が喀痰吸引等を実施している場合には、介護福祉士が不在となった「登録喀痰吸引等事業者」のみを辞退することになる。

（喀痰吸引等行為の実施可能な介護福祉士が不在である場合の登録喀痰吸引等事業者登録の是非）

Q 7 登録特定行為事業者の登録をする場合は、自らの施設・事業者の職員が県から認定特定行為業務従事者として登録された後、当該認定証の写しの提出とともに申請していたが、実地研修を行う介護福祉士が既にいる場合等は、あらかじめ事前に登録喀痰吸引等事業者の登録申請をすることが可能であると解釈してよいか。

A 7 「社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律の施行について」（平成23年11月11日厚生労働省社会・援護局長 社援発1111第1号通知）第3の1（3）にあるとおり、登録喀痰吸引等事業者については、登録の際の申請事項に「介護福祉士の氏名」が必要であり、その理由として「喀痰吸引等の実施を行うにあたり、介護福祉士によって喀痰吸引等の行為の可能な範囲が異なることから登録事項としたものであること。」としている。

また、登録申請に際して「申請には『介護福祉士登録証』の写し等の当該介護福祉士の資格を証明する書類をあわせて提出すること」が必要であるとされている。

以上から、「登録喀痰吸引等事業者」の登録申請には、既にたんの吸引等について実施可能な介護福祉士が存在し、当該介護福祉士の資格を証明する書類の提出等が可能であることが条件となる。

なお、国家試験を合格し登録を受けた介護福祉士等について「実地研修を自らの事業所で実施可能な体制を整備しておく」ことも登録要件となっているが、そのことのみをもって「登録喀痰吸引等事業者」の登録が可能になるわけではなく、あくまでたんの吸引等の行為が可能なのが登録証に記載された介護福祉士が既に雇用され、実際に行う行為の実施が可能であることが登録要件であることに留意すること。

（看護師等資格を持つ者の「介護福祉士」に準ずる取扱いの是非）

Q 8 「登録喀痰吸引等事業者」においては、登録の要件に「たんの吸引等の行為が可能者については介護福祉士に限る。」としているが、「登録特定行為事業者」のように「介護福祉士」と同様の取扱いにより「看護職員（看護師、保健師、助産師、准看護師）」が行為可能な者として登録され、名簿を都道府県に提出することでたんの吸引等の行為を行うことが可能か。

A 8 「登録特定行為事業者」は必要な研修等を受講し、都道府県から認定を受けた者を広く「認定特定行為業務従事者」として認めており、そのなかで「看護職員」も「介護職員等」に置き換えることでたんの吸引等の行為が実施可能となっている。（看護職員であっても介護職員として従事しているということ。「認定特定行為業務従事者認定証」の交付は受けていないが、「介護職員等」の位置づけに変わりない。

しかしながら、「登録喀痰吸引等事業者」については、たんの吸引等の行為が可能者について、国家試験に合格するなど必要な条件を満たした「介護福祉士」に限定している。

以上から、「登録喀痰吸引等事業者」において看護職員が介護福祉士に代わりたんの吸引等の行為を実施することはできない。

（登録特定行為事業者に従事する介護福祉士の取扱い）

Q 9 介護福祉士であっても認定特定行為業務従事者として登録している場合は、従来どおり登録特定行為事業者で喀痰吸引等の実施が可能である者として、喀痰吸引等行為を行うことに問題ないか。

A 9 介護福祉士が認定特定行為業務従事者として県に登録されている場合は、従来どおり喀痰吸引等を行うことに問題ない。ただし、介護福祉士登録証に喀痰吸引等行為の付記を完了した者がいる場合は、その者のみをもって登録喀痰吸引等事業者として登録することができる。

(登録喀痰吸引等事業者における実地研修の実施)

Q10 登録喀痰吸引等事業者の登録をした場合には、自らの施設で必ず実地研修をしなければならないと思うがどうか。

A10 お見込みのとおり。

登録喀痰吸引等事業者は、介護福祉士が基本研修又は医療的ケアを修了している場合であって、実地研修を修了していない場合には、その介護福祉士に対して実地研修を行うことと定められている。

なお、これとは別に、登録喀痰吸引等事業者が実地研修を適切に実施できる体制を整備している上で、介護職員等と同様に別途、介護職員実務者研修の実地研修科目免除により、登録研修機関等で実地研修のみを受講することが可能であるか否かについては、今後厚生労働省から通知が出される予定となっていることから、改めてお知らせする。

Q11 登録喀痰吸引等事業者で実地研修を行う場合、他の施設から依頼を受けて（又は依頼して）実地研修を行うこともできるのか。

A11 登録喀痰吸引等事業者は事業者毎の登録であることから、実地研修も事業者ごとに行う必要がある。したがって、他の施設から依頼を受けて実地研修を実施したり、登録喀痰吸引等事業者に従事する介護福祉士の実地研修を他の登録喀痰吸引等事業者に依頼することはできない。

Q12 自らの施設（事業所）には看護師がいないため、県や登録研修機関が実施する喀痰吸引等研修では他の訪問看護ステーションや病院等から指導看護師を派遣してもらい、実地研修を行ってきたが、登録喀痰吸引等事業者が介護福祉士に対し実地研修を実施する場合であっても、看護師が配置されていない場合は、指導看護師等を訪問看護ステーション等から派遣してもらう等により確保することで実地研修を行うこととしたいがそれでよいか。

A12 差し支えない。

登録喀痰吸引等事業者が介護福祉士に実地研修を実施する場合には、指導看護師等を確保できる体制を整備することが登録要件の一つとされている。

なお、指導看護師等は当該登録喀痰吸引等事業者の職員である必要はなく、望ましいとされている「医療的ケア教員講習会」等を受講していることを本県は必須としていないが、少なくとも登録喀痰吸引等事業者として実地研修の指導を行う場合には、国研修実施要綱等を熟知しているなど、適切な指導、評価を実施できる者を充てることは言うまでもない。

(参考：喀痰吸引等研修における望ましいとされる指導看護師等の要件)

- 一 厚生労働省が実施した「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業（指導者講習）」及び「平成24年度喀痰吸引等指導者講習（第1号、第2号研修指導者分）」の受講者
- 二 県が実施した平成23年度から前年度までの指導者講習の伝達講習受講者
- 三 県が当該年度に実施する伝達研修を受講する者（県喀痰吸引等研修支援事業指導者研修受講者を含む）
- 四 厚生労働省にあらかじめ届出を行った法人等が実施した「医療的ケア教員講習会」の受講者

※看護師等とは、医師、看護師、保健師、助産師を指し、准看護師は含まない。

Q 1 3 登録喀痰吸引等事業者で実地研修を行う場合、将来を見越して、利用者（対象者）がいない行為を行うことはできるか。

A 1 3 利用者がいなければ、実地研修の対象者が確保できていないことになり、また研修実施に係る同意を得ることもできないため、実施することは出来ない。また、これまでとは異なり、自らの事業所や施設に対象者がいる場合に限り、実地研修の実施が可能になる。

Q 1 4 登録喀痰吸引等事業者として登録し、例えば気管カニューレ内部の喀痰吸引の行為を必要とする利用者がいなかったため、介護福祉士に対してその他の4つの行為を実地研修で行い修了させた。

その後、気管カニューレ内部の喀痰吸引を必要とする利用者が入所することになったため、当該行為について、行為の追加の実地研修を行った。

このことについては適切に実地研修を実施しているとしてよいか。

A 1 4 差し支えない。

登録喀痰吸引等事業者が実地研修を行う場合、当該実地研修を終えていない個別の行為について実地研修を行うことは可能である。

なおこの場合、登録喀痰吸引等事業者は、行為の追加に伴う登録更新申請が必要になる。

Q 1 5 県や登録研修機関が不特定の者対象（第1号、第2号）研修のうち人工呼吸器装着者について修了する場合にはシミュレーター演習、実地研修ともに通常手順による課程を修了したうえで、実施されるものとするが、登録喀痰吸引等事業者が実地研修を実施する場合においても人工呼吸器装着者のみの修了は認められないものとして間違いないか。

また、同じく胃ろう又は腸ろうによる経管栄養の実地研修を実施する場合には、滴下型による胃ろう又は腸ろうによる経管栄養を最低20回以上実施するなど適切に修了したうえで、半固形の実地研修を実施することとして間違いないか。

A 1 5 お見込みのとおり。

登録喀痰吸引等事業者による研修の実施については、「喀痰吸引等研修実施要綱」（社援発 0330 第43号厚生労働省社会・援護局長通知）の別添4「介護福祉士の実地研修の実施について」に基づき実施されるが、そのなかで「研修の実施については、別添1に定めるもの（実地研修に関する部分のみ）によって行うこと」とされており、実地研修の実施方法については、県や登録研修機関が実施する「喀痰吸引等研修」に準拠し、同程度以上のものを実施することとしていることから、緩和措置は一切認められていないことに留意する必要がある。

Q 1 6 登録喀痰吸引等事業者が介護福祉士に実地研修を実施する際、当該実地研修の期間の定めはあるのか。また、年度を跨いで実施してもよいのか。

A 1 6 実地研修の期間に特に定めはない。また、年度を超えて実地研修を行うことに制限はないが、指導看護師等の異動等がある場合には、引き続き安全管理体制の確保に留意して実施すること。

Q 1 7 介護福祉士が実務者研修を受講後、相当期間を経過したのちに実地研修を喀痰吸引等事業者で実施する等の場合にはあらかじめ既に受講済みのシミュレーターによる演習から開始することも可能であると考えられるがどうか。

A 1 7 介護福祉士として国家試験を合格後登録されてのち、相当期間経過してから実地研修を登録喀痰吸引等事業者において実施する際に、実地研修以外に実施の義務を課しているわけではないが、安全性を担保するうえでシミュレーター演習から再度実施することは望ましいことであり、妨げるものではない。

Q 1 8 (1) 介護職員が障がい児に対して医療的ケアを行う場合、第 1.2 号研修を修了した認定特定行為業務従事者であっても改めて第 3 号研修を受けるべきか。
(2) 第 1.2 号研修の演習や実施研修で障がい児に特化した内容を追加するべきか。

A 1 8 (1) 障がい児に対して医療的ケアを行う条件として、第 3 号研修の修了を必須とはされていないところ。ただし、後掲参考 Q A で示されているように、利用者と介護職員の個別的な関係性が重視される場合は、第 3 号研修で対応されるものと考えられる。
(2) また、第 1.2 号研修は不特定多数の者を対象とした医療的ケアを想定しているため、障がい児に特化した内容を追加する必要はない。障がい児に特化した内容を追加しなければならないケースであれば、第 3 号研修によって対応するべきものと考えられる。

実際に障がい児に対して行為を実施する際には、事前にかかりつけ医等の医療関係者や家族等と情報共有した上で、連携体制や環境整備等、安全性が確保された体制のもと利用者の個性を十分に勘案して臨む必要がある。

後掲参考 Q A で示されているような、利用者と介護職員等との個別的な関係性が重視されるケースもあり、第 1.2 号研修で全ての対象者に対応できるとは限らないため、個々の利用者について、3 号研修での対応の必要性を適切に判断する必要がある。

(参考：喀痰吸引等業務の施行等に係る Q&A について (その 3) (平成 23 年 12 月 28 日厚生労働省室課連名事務連絡))

Q. どのような場合に「特定の者」研修を選択しうるか、適切な例をお示しいただきたい。

A. 特定の者の研修事業は、ALS 等の重度障害者について、利用者とのコミュニケーションなど、利用者と介護職員等との個別的な関係性が重視されるケースについて対応するものである。以下に限定されるものではないが、具体的な障害等を例示するとすれば以下のような障害等が考えられる。

〈障害名等の例〉

- ・筋萎縮性側索硬化症 (ALS) 又はこれに類似する神経・筋疾患
- ・筋ジストロフィー
- ・高位頸髄損傷
- ・遷延性意識障害
- ・重症心身障害 等

なお、上記のような対象者であって、対象者も限定されている場合は、障害者支援施設においても「特定の者」研修を選択しうる。